

第2期民事信託士検定募集要項

主催：一般社団法人民事信託士協会

後援：一般社団法人民事信託推進センター

1. 検定日程

日時：平成28年9月18日（日）～9月19日（月・祝）

場所：東京23区内検定会場（後日受検生宛メールにて通知します。）

2. 受検資格

司法書士・弁護士

上記の方であれば、一般社団法人民事信託推進センターの社員か否か、また同センターの講座等受講者か否かは一切問いません。

3. 募集人数

申込み先着40名（5/17:申込者多数のため、30名から40名に拡大しました）
40名に達した時点で締切らせていただきます。なお、6月15日迄にキャンセルがあった場合は、申込次順位者からご案内をさせていただきます。

キャンセル待ちご希望の方は、申込み時「キャンセル待ち希望」の旨お申出ください。

4. 申込方法

下記内容を明記いただき、E-mailにてお申込みください。

お申込先：yamakita@civiltrust.com（事務局：山北）

- ①お名前
- ②所属弁護士会・司法書士会および登録番号
- ③事務所所在地
- ④電話・FAX番号
- ⑤メールアドレス
- ⑥「キャンセル待ち」希望の有無
- ⑦ 交流会参加の有無（後記「検定プログラム」下部※をご覧ください。）



5. 申込受付

平成28年5月9日（月）～5月16日（月）

6. 検定費用

60,000円（昼食代・宿泊費・交通費・交流会費は各自ご負担いただきます）

振込口座は、お申しいただいた方へE-mailにてご通知いたします。

キャンセルの場合でも、ご返金致しかねますのでご了承ください。

7. 検定方法並びにスケジュール

- ① 後述の a. 事例問題について、事前に答案を作成いただきます。また、検定費用の支払いを確認した後、受検生宛メールにてもう一つの課題である b. 基礎問題をお送りしますので、これら a 及び b に付き 7 月 19 日迄に（第一次）答案を一緒に提出して頂きます。
- ② 提出して頂いた第一次答案につき、検定委員会で検討のうえ、再考して頂きたい点などあれば後日通知しますので、各人で再度検討して頂きます。
- ③ 受検生は班に分かれます。各班所属の受検生に、事前に他の班員の答案をお送りしますので、自分との相違点や問題点などを深く研究して頂きます。
- ④ 前記の課程を経たうえで、下記検定プログラムに臨んでいただきます。同プログラムは、全員参加の検定と各班に分かれての検定があります。各班に分かれての検定は、他の方の答案との違いなどにつき、各班内で各班員が主体になって活発にディスカッションして頂きます。
- ⑤ 検定プログラム終了後、ディスカッションなどで学習したこと、新たに気づいた点などを踏まえ、第二次（最終）答案として、10 月 31 日までに完成した信託契約書を提出して頂きます。
- ⑥ 第一次答案、第二次答案、及び検定プログラムでの各人のディスカッション内容を検定委員会で検討し、民事信託士協会理事会に報告します。

検定プログラム

* 内容は変更する場合があります

	9 月 1 8 日（日）		9 月 1 9 日（月・祝）
10 : 00	受付開始	9 : 30	各班ディスカッション
10 : 15	開講式・事務連絡	10 : 30	(60 分)
10 : 30	基礎講座 (120 分)	10 : 40	各班代表者報告 (全体)
12 : 30	弁護士 山中真人	12 : 10	(90 分)
12 : 30	昼食	12 : 10	昼食
13 : 30		13 : 10	
13 : 30	全体ディスカッション	13 : 10	倫理講座 (60 分)
15 : 20	(110 分)	14 : 10	司法書士 大貫正男
15 : 30	税務講座 (60 分)	14 : 20	受検生研修後の感想・意見
16 : 30	税理士 鈴木 淳	15 : 00	等発表
16 : 40	各班ディスカッション	15 : 00	閉講式
18 : 00	(80 分)	15 : 15	事務連絡

※【交流会のお知らせ】

検定初日（9 月 18 日）の 18 時半から、受検生、講師、スタッフを交えて、交流会を開催します。本検定は地方からの参加者も多く、普段お会いできない方々ばかりです。今後、民事信託の仕事をして行く上で有意義な交流を深めて頂く良い機会です。多くの方のご参加をお待ちします。詳細は、別途ご連絡します。

※ 民事信託士合否判定

課題提出と検定プログラムを終了した後、(社) 民事信託士協会理事会の承認決議により合否を決定いたします。結果は、受検者各自にメールにてお知らせ致します。合否の通知は、12月末までに行う予定です。

(合否に関する問い合わせには一切応じておりません。)

※ 一般社団法人民事信託士協会への登録について

合格された方は、所定の手続きを経て(社) 民事信託士協会に登録して頂くことで、「民事信託士」の名称を使用していただくことが可能となります。

登録に関する諸手続きは、後日各合格者あてご連絡します。

登録には登録料 25,000 円を納付していただきます。

(なお、年会費につきましては、理事会で決定後に別途ご案内致します。)

※ 皆様から提出される答案等について

皆様からの答案、検定プログラムでのディスカッション内容は、今後の民事信託研修・研究等のため、民事信託士協会又は民事信託推進センターで有意義に活用させて頂くこともありますのでその点予め受検生の方はご了解下さい。

【お問い合わせ】

本検定に関するお問い合わせは、メールのみにてお受けします。

問い合わせ先は、前記4に記載の申込み先と同じアドレスです。

《 a . 事例問題 》 答案提出期限：7月19日

1. 親族関係

相談者 A 子 (75 歳) : 相談者	B 子 (50 歳) : A 子の長女
V 男 (55 歳) : B 子の夫	W 子 (24 歳) : B 子の 1 人娘
C 男 (48 歳) : A 子の長男	X 子 (45 歳) : C 男の妻
Y 男 (22 歳) : C 男の長男	D 男 (46 歳) : A 子の次男
Z 子 (40 歳) : D 男の妻	

2. A 子の財産・負債・収支状況

- ① 居住不動産：土地時価 2000 万円・建物（木造・築 20 年）評価 900 万円
- ② 賃貸アパート：土地時価 5000 万円
建物（軽量鉄骨造・築 10 年修繕済）評価 3000 万円
賃料 10 万円/部屋×8 部屋＝80 万円/1 ヶ月
預り敷金 160 万（家賃 2 ヶ月分）
- ③ アパート建築時の金融機関からの借入残債務：2000 万円
アパート土地・建物に債務者 A 子とする抵当権設定登記済
- ④ 預貯金 2000 万円

- ⑤ 年金 7万円／1ヶ月
- ⑥ 生活費等 20万円／1ヶ月
- ⑦ 借入返済 7万円／1ヶ月
- ⑧ 固定資産税・修繕積立維持費等 110万円／1年

3. A子及び家族状況、

- (1) A子は、夫の死後、年金とアパート収益で生活している。水彩画が趣味で絵画教室に通っている。
- (2) 長男C男は、長年にわたりA子から援助を受けている。事業資金援助や事業による借金肩代わりに始まり、離婚時の慰謝料など約1億円の援助を受けてきた。現在は会社員として収入があり、再婚相手との間にY男を授かったが、知的障害のあることが判明した。
- (3) 長女B子はA子宅から徒歩10分のところに居住し、A子の様子を頻繁に見ている。長男C男の離婚時や事業閉鎖時にも長男家族のために尽くすなどしているので、A子は、子供達の中で一番信頼している。1人娘のW子があるが、A子は孫のW子も信頼している。
- (4) 長女B子の夫V男は、和菓子店を営んでおり、揉め事は苦手な温厚な人柄である。
- (5) 長女B子の長女W子は会社員であるが、母B子から親族の状況を常々聞いており、A子の希望も知っているが、冷静に見ている。
- (6) 次男D男は、会社員で結婚しているが子は無い。D男の妻Z子も会社員で収入を得ているが、A子は、D男の妻に対してあまり良い印象を持っていない。現在はD男の仕事の関係で、隣県で賃貸マンションに暮らしている。D男とZ子は、長男Cに対する不満もあるが、長女B子がしっかりしていることは認めているものの母A子に取り入ってA子の財産を利用しようとしているのではないかと不信感を抱いている。

4. A子の希望等

- (1) A子の財産は血縁関係者に引継いでいってもらいたいという考えが強く、自宅には子供達の誰かに住んでもらい、アパートも簡単に売って欲しくないと考えている。
- (2) 長男C男には、これ以上援助するつもりはなく相続させたくない。
- (3) 長男C男には相続させたくないが、孫のY男の将来を案じており、支援していきたいと考えている。
- (4) 次男D男に不動産を相続させると、D男が死亡した際に妻Z子に相続される可能性があるため相続させたくはないが、アパート賃料くらいはD男に与えていきたい。

【課題】

信託スキームとその契約書等を作成してください。併せて、契約書等の主要条項について解説してください。